

1年未満保存

地発第 0331006 号
基総発第 0331001 号
職総発第 0331001 号
雇児雇発第 0331005 号
平成18年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局総務課長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局総務課長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課長
(公印省略)

平成18年度 業務運営に係る重点化ガイドラインについて

業務運営の重点化については、平成13年3月27日付け地発第127号、基総発第5号、職総発第17号、雇児雇発第7号「業務運営の重点化について」により指示しているところであるが、今般、平成18年度における業務運営の重点化を図る上でのガイドラインを別添1～3のとおり策定したところである。

各都道府県労働局（以下「局」という。）においては、これを踏まえて、管轄区域における産業、就業構造、行政需要、行政課題等の状況を勘案し、局はもとより管内の労働基準監督署及び公共職業安定所における業務の優先順位を明確にした上で、重点指向に徹した業務運営を図られたい。

平成18年度 労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る
重点化ガイドラインについて

平成18年度 労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。

☆ 印： 新規事項

× 印： 本省又は外郭団体等実施事項

○ 印： 全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務

△ 印： 各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務

□ 印： 受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項 (☆)	重点化 (×○△□)	備考(根拠通達等)
1 労働条件の確保・改善等	(1) 一般労働条件の確保・改善対策の推進	ア 法定労働条件の確保 企業を取り巻く環境の変化や働き方の多様化が進む中、地域の産業動向等を敏感にとらえ、的確な行政展開を図ることが求められている。このため、管内の実情を踏まえつつ、基本的な労働条件の枠組みの確立、労働時間管理の適正化、健康管理の徹底に関する事項の履行確保を中心とした一般労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進する。 また、労働基準関係法令違反に対しては、厳正に対処する。		○	平11.2.17基発第70号 平11.4.16基発第250号 平12.2.24基発第91号 平14.3.26基発第0326010号 平16.2.18基発第0218002号 平16.2.18基発第0218003号 平18.2.14基発第0214001号
		イ 労働時間管理の適正化の徹底 賃金不払残業の解消を図るため、これに係る申告・相談が依然として認められる状況について使用者の理解を得させた上で「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月6日付け基発第339号)の遵守を重点とした監督指導等を引き続き実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知を図り、労使の自主的な改善を促すなど総合的な対策を推進する。 また、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。		○	平13.4.6基発第339号 平15.5.23基発第0523003号 平15.5.23基発第0523004号 平18.2.14基発第0214001号
		ウ 時間外労働協定の適正化 長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、また過重労働による健康障害を防止するため、使用者、労働組合等の労使当事者が時間外労働協定を適正に締結し届け出るよう、引き続き周知・指導を行うとともに、特に、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準について、特別条項付き協定を締結する場合の「特別の事情」の趣旨を十分に踏まえつつ、遵守の徹底を図る。		○	平11.2.17基発第70号 平13.3.31基発第280号 平15.10.22基発第1022003号 平16.2.18基発第0218004号 平18.2.14基発第0214001号
		エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進 有期労働契約について、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に関し、必要な助言及び指導を行うことにより、引き続きその遵守の徹底を図るとともに、有期契約労働者の就業環境の改善を図るため、「有期契約労働者就業環境改善プロジェクト」を実施する。	☆	○ (一部×)	平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平15.12.26基発第1226001号 平15.12.26基発第1226001号
		オ 企業倒産に伴う解雇等に伴う労働条件の履行確保 企業倒産に伴う解雇、賃金不払等の法定労働条件の履行確保上問題が発生するおそれがある企業に関する情報の早期かつ的確な把握に努めるとともに、適切な監督指導を実施し、賃金不払事案等の発生防止及びその早期解決に努める。		○	平6.3.16基発第140号 平8.2.20基発第69号 平15.4.1基発第0401015号 平18.2.14基発第0214001号

		<p>イ 介護労働者 介護事業に使用される労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、介護事業へ新規に参入する事業者が増加している状況を踏まえ、事業の許可権限を有する都道府県等と連携し、引き続き労働基準関係法令の適用について周知するとともに、その遵守の徹底を図る。</p> <p>オ 短時間労働者 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パートタイム労働法」という。)並びに「事業主が請ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(以下「パートタイム労働指針」という。)の趣旨及び内容についての周知、啓発を重点とした対策を推進し、事業主による自主的な取組を促進する。</p> <p>カ 障害者である労働者 障害者である労働者の労働環境の整備が求められている中で、引き続き法定労働条件の履行確保を図るため、職業安定行政との連携の下、これら労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努めるとともに、的確な情報の把握を行い、問題事案の発生防止及び早期是正に努める。</p> <p>キ 出稼労働者 出稼労働者に対する適正な賃金の支払の確保、有給休暇制度の普及促進、労働災害の防止、健康管理の充実等、引き続き労働条件確保対策を推進する。 また、建設業附属寄宿舎を設置する使用者に対して寄宿舎における労働基準関係法令の遵守を図る。</p>	<p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p>	<p>平15.6.30基発第0630008号 平16.8.27基発第0827001号 平18.2.7基監発第0207001号 平18.2.14基発第0214001号</p> <p>平5.12.1基発第663号 平5.12.1基発第664号 平5.12.1基監発第45号 平5.12.1基監発第46号 平6.6.24基発第395号 平12.12.20基発第760号 平12.12.26基発第775号 平13.1.4基監発第1号</p> <p>平9.6.30基発第487号 平9.6.30基監発第33号の2 平15.4.8基発第0408001号 平18.2.14基発第0214001号</p> <p>平3.11.21基発第657号 平3.11.21基発第658号 平13.5.11基発第441号</p>
2 多様な働き方が可能となる労働環境の整備	(1) 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備	<p>7 労働時間等設定改善法の円滑な施行 近年の労働時間の動向等を踏まえ、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を個々の労働者の健康や生活に配慮した労働時間、休日及び休暇の設定に向けた労使の自主的な取組を促進することを目的とする「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」(以下「労働時間等設定改善法」という。)に改正する内容を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」が第163回特別国会において成立し、一部の規定を除き、平成18年4月1日から施行されることである。 労働時間等設定改善法の施行に当たっては、事業主及びその団体が労働時間等の設定の改善に適切に対処することが必要であることから、労働時間等の設定の改善を行う事業主及びその団体が留意すべき事項について定めた労働時間等設定改善指針の周知啓発を図る。また、事業場における労働時間等設定改善委員会の設置等の体制整備及び労働時間等設定改善実施計画の作成についての普及啓発を図る。</p>		<p>平17.11.02基発第1102002号 別途指示</p>

	<p>また、国において平成18年度から新たに労働時間等の設定の改善の促進(計画年休制度の導入又は連続休暇の取得促進等)に向けて①仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・相談を行う労働時間設定改善アドバイザーを地域の主要な事業主団体に配置し、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助、②労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業団体に対しての助成、③特に時間外労働が長い事業場の事業主に対して時間外労働の削減に向けて自主的点検等の実施の要請、④都道府県労働局に労働時間設定改善コンサルタントを配置し、相談対応や助言・指導を行うこととしており、事業主等に対してこれらの積極的な活用を勧奨する。</p> <p>さらに、仕事と生活の調和に関する周知啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」と位置付けて展開することとし、社会的気運の醸成を図ることとする。具体的には、①全国を7つのブロックに分けて、ブロック局において「仕事と生活の調和推進会議」を開催し、企業及び労働者が参考にしうるプログラムを作成し、その周知広報を通じた各企業の自主的な取組の促進、②仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図るためのシンポジウムの開催等を行うところであり、各事業の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>イ 年次有給休暇の取得促進 計画的付与制度の積極的な活用について周知及び指導を行うこと等により、年次有給休暇の一層の取得促進を図る。</p> <p>ウ 所定外労働の削減のための啓発 「所定外労働削減要綱」の周知啓発により、休日労働を含めた所定外労働の削減に向けた労使の取組を促進する。</p>	☆	○	別途指示 別途指示
(2) 裁量労働制の適正な実施の確保	<p>裁量労働制については、業務遂行に当たっての裁量性を確保するとともに業務量が過大なることを防ぐ観点から、同制度の趣旨に適合した上で導入・運用されるよう、周知・指導を行う。特に企画業務型裁量労働制については、対象となる業務の範囲等を含め、制度が適正に実施されるよう「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」の趣旨及び内容について周知を行う。</p> <p>また、健康・福祉確保措置や苦情処理措置の実施が十分でないなどの実態もあることから、実効ある健康・福祉確保措置等が実施されるよう周知の徹底を図る。</p>		○	平10.10.19基発第599号 平11.1.29基発第45号 平12.1.1基発第1号 平12.1.1基発第2号 平12.2.17基発第71号 平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平16.2.17基発第0217001号 平16.2.18基発第0218005号 平18.2.14基発第0214001号
(3) 在宅勤務の普及促進	<p>在宅勤務に関する適正な就業環境を確保するため、在宅勤務の労働基準関係法令上の取扱い等を明確にした在宅勤務に係るガイドラインを事業主等に対して周知を図る。</p> <p>また、在宅勤務の異議やメリットを広く浸透させるため、本県で実施した在宅勤務の在宅勤務の健康面への影響等を調査する実証実験の結果について、事業主等への周知を図る。</p>		□	平16.3.5基発第0305003号

	(4) 賃金・退職金制度の改善の推進	賃金・退職金制度整備・改定事例及び賃金・退職金セミナー等を活用して賃金・退職金制度に関する相談・援助等の充実を図るとともに、併せて、中小企業賃金制度支援事業の効果的な実施に努める。		△	平6.8.17基賃発第17号 平9.4.14基賃第306号 平15.4.1基賃第0401049号 平15.4.1基勤発第0401115号 平15.4.1基勤勤発第0401001号
	(5) 勤労者生活の基盤の整備・充実	勤労者財産形成促進制度については、引き続き本省において勤労者を取り巻く状況に対応した制度改善の検討を行う。 中小企業退職金共済制度については、退職金制度がまだ整備されていない中小企業も多いことから、それらの企業の加入促進に努めるとともに、適格退職年金制度からの移行を進めるために、制度の周知を図る。 勤労者のボランティア活動については、勤労者マルチライフ支援事業の実施状況の把握等により、その参加の促進に努める。		× □ △	平15.7.23基賃第0723005号
3 労働者の安全と健康を確保するための施策の展開	(1) アスベストによる健康障害防止対策	ア 建築物等の解体時等のアスベストばく露防止対策 アスベスト使用建築物の解体作業等におけるアスベストばく露防止対策について、計画届、作業届のほか、関係行政機関等からの情報を収集し、監督指導等や必要に応じて労働災害防止団体と連携して現場パトロールを実施する等により、石綿障害予防規則の遵守を図る。その際に、併せて、ばく露防止対策等の実施内容の掲示についても、必要な指導を行う。 イ アスベストの早期全面禁止 「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」の報告(平成18年1月)を踏まえ、アスベスト製品の製造等を禁止することとし、新設の設備についてアスベスト製品の使用を認めないこと、ただし国民の安全の確保上実証試験等が必要なものについては例外的に禁止を除外することについて、関係政令の整備を18年度中に実施することとしており、その内容の周知を図る。また、アスベスト製品の製造・使用等を行っている事業者に対し、全面禁止の法令整備を待つまでもなくアスベスト製品の製造等を中止するよう指導を行う。 ウ 健康管理対策の推進 アスベストに係る労働者の健康管理の充実を図るため、アスベストばく露リスクが高いと考えられる業種を重点として、石綿障害予防規則に基づく健康診断の実施等の徹底を図るとともに、その際に、併せて、すでに退職した者についてもアスベスト健康診断を実施するよう事業者に対して要請を行う。また、リーフレット等を活用し、アスベストに係る健康管理手帳制度の周知を図る。 さらに、アスベスト取扱い作業等に従事していた退職者であって、事業場の廃業等で健康診断を受けることができない者を対象として行われる、特別健康診断の推進を図る。		☆ ○	平17.7.15基賃第0715001号 平17.7.28基賃第0728008号 平16.2.26基安発第0226002号 平17.7.26基安発第0726003号 平17.7.26基安発第0726006号 平17.8.2基安発第0802003号 平17.8.26基安発第0826001号 平17.9.20基安発第0920004号 平17.9.20基安発第0920007号 平17.9.30基安発第0930001号 平18.1.18基安発第0118004号 別途指示(第1～第2四半期:石綿全面禁止関係)

<p>オ 交通労働災害防止対策等の推進</p> <p>関係災害防止団体と連携し、交通労働災害防止ガイドラインの周知徹底を図るとともに、好事例の収集、モデル事業場の育成等の支援を行う。</p> <p>また、陸上貨物運送事業では、荷役作業中の墜落・転落災害が多発していること等から、リスクアセスメントの実施等について、計画的に周知、集団指導及び個別指導を行う。</p> <p>さらに、多発している高速道路の料金収受員のETCレーン横断中の災害を防止するため、関係通達に基づき、高速道路会社等に対し、計画的な安全対策の実施等について個別指導を行う。</p> <p>また、全国の鉄道事業者に対して、昨年4月のJR西日本福知山線脱線事故を受けて実施した自主点検の結果を踏まえ、安全衛生管理体制の適切な構築等について個別指導等を行う。</p>		△	<p>平6.2.18基発第83号 平7.3.23基発第139号 平9.8.25基発第595号 平11.9.16基発第550号 平13.3.30基発第236号 平15.4.1基発第0401030号 平17.6.15基安第0615001号 平17.12.7基発第1207001号</p>
<p>カ 建設業における労働災害防止対策の推進</p> <p>建設業総合対策に基づく指導等を実施するとともに、リスクアセスメント等の普及促進を図るため、計画的に、周知、集団指導及び個別指導を行う。また、建設業においては店社と現場とが一体となった管理が必要であることを踏まえ、店社に対する重点的な働きかけとそれを踏まえた現場に対する指導を行う。</p> <p>また、関係業界団体と連携の上、中小総合工事業者、専門工事業者等に対する支援を行う。</p> <p>さらに、建設業における死亡災害において、依然として木造家屋等低層住宅建築工事やビル建築工事における墜落災害の占める割合が高いこと等から、足場先行工法について、様々な機会を活用し徹底を図るとともに、手すり先行工法について、労働災害防止団体と連携するなどにより、周知を行う。</p> <p>その他、上下水道等工事における土砂崩壊災害を防止するため、土止め先行工法に関するガイドラインについて、発注機関等との連絡協議会等を活用し周知を行う。</p>		○ △ △	<p>平5.3.31基発第214号 平17.4.1基発第0401039号</p> <p>平8.11.11基発第660号 平15.4.1基発第0401012号 平17.4.1基発第0401039号 平18.2.10基発第0210001号</p> <p>平15.12.17基発第1217001号</p>
<p>キ 機械設備の安全化の促進</p> <p>機械設備の使用事業者等に対して、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3月10日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号)及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく取組を促進するため、計画的に周知及び集団指導を行う。</p> <p>また、プレス機械災害については、近年増加傾向にあることから、管内における災害発生状況、機械設置状況等を踏まえ、プレス災害防止総合対策に基づき、的確な指導等を実施するとともに、別途送付するプレス機械災害防止対策をまとめたマニュアルを活用しリスクアセスメントについて指導するなど、プレス機械災害防止対策の徹底を図る。</p>	☆ ☆	○ △	<p>平10.9.1基発第519号 平10.9.1基発第520号 平13.6.1基発第501号 別途指示</p>
<p>ク 第三次産業における労働災害防止対策の推進等</p> <p>第三次産業における業種別の労働災害防止のためのガイドラインについて、様々な機会を活用し周知徹底を図る。</p> <p>特に、第三次産業での死傷災害の約3割を占める卸売・小売業等について、当該業界団体等に対して、努力義務対象業種へのリスクアセスメントに係る指導を含む労働災害防止対策の推進のための指導を実施する。</p>	☆	△	<p>平11.9.27事務連絡等 平6.2.18基発第83号 平13.3.30基発第236号 平5.3.2基発第123号</p>

(3) 労働者の健康を確保するための施策の展開	7 過重労働による健康障害防止のための対策の推進 過重労働による健康障害を防止するため、改正労働安全衛生法において新たに設けた面接指導制度の周知徹底を図るとともに、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)に基づき、労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導等を実施し、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対しては再発防止の徹底等の指導を行う。			平18.3.17基発第0317008号 平18.3.17基監発第0317002号 平18.3.17基安労発第0317001号
	イ メンタルヘルス対策の推進 改正労働安全衛生法において新たに設けた面接指導制度において、医師による面接を行う際にはメンタルヘルス面にも留意することとしており、面接指導制度の周知や指導を行う際には併せてその周知徹底を図る。また、改定し新たに示した「事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日付け公示第3号)について、あらゆる機会を捉えて効果的な周知を図るとともに、事業場に対するメンタルヘルス対策支援事業や「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」についても、併せて、周知を図る。 また、産業保健推進センター、地域産業保健センター及び労災病院におけるメンタルヘルスに関する相談の利用促進を図るとともに、地域産業保健センターにおいて実施されている働き盛り層のメンタルヘルスクエア支援事業について、都道府県等との連携を図りつつ適切な実施を促進する。 さらに、自殺予防マニュアル等を活用し、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発を図るとともに、産業医等と精神科医等のネットワークの形成を図るため、地域における精神科医等を対象として行う産業保健研修の周知を図る。		○	平16.10.14基安労発第1014001号 平18.3.31基発第0331001号
	ウ 職場における着実な健康確保対策の推進 労働安全衛生法が改正され、過重労働・メンタルヘルス対策の充実強化が図られたことを踏まえ、面接指導制度の趣旨の徹底、新たに示した指針に基づくメンタルヘルス対策の推進体制の整備、衛生委員会等を活用した事業場の自主的な過重労働・メンタルヘルス対策への取組みの推進等を図るため、集団指導等を実施する。その際、産業医や衛生管理者の適正な選任や活動の活性化についても指導を行う。 小規模事業場に対しては、地域産業保健センター事業、産業医共同選任事業、小規模企業の経営者のための産業保健マニュアル等の一層の利用促進について、指導を行う。特に、地域産業保健センターについては、平成20年4月の面接指導制度の小規模事業場への適用に向けて、あらゆる機会を捉えて、その周知に努めるとともに、郡市区医師会に対して適切な支援を行い、小規模事業場における面接指導の実施体制の整備を図る。 新たに義務付けられた特殊健康診断結果の労働者への通知とともに、健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置の徹底を図る。また、事業場において労働者の健康情報の取扱いが適切に行われるよう、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」の周知を図る。		△	平5.4.1基発第225号 平8.10.1基発第612号 平9.2.3基発第66号 平9.9.9基発第619号 平12.3.24基発第162号 平12.3.29基発第187号 平12.6.12基発第402号 平13.4.2基安労発第7号 平14.2.25基発第0225004号 平15.7.15基安発第0715001号

		<p>イ 職業性疾病予防対策等の推進</p> <p>粉じん障害防止対策については、第6次粉じん障害防止総合対策及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底を図るための監督指導等を実施するとともに、その際に、併せて、新規格に基づく防じん、防毒マスクの適正な選択、使用等について周知を図る。</p> <p>屋外作業のある事業場において監督指導等を実施する際には、新たに策定した「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」の周知を図る。</p> <p>介護福祉事業等において腰痛が増加していることから、「職場における腰痛予防対策指針」について、集団指導により周知を図るとともに、介護事業場に対する監督指導等の機会を捉えて効果的な周知を図る。</p> <p>電離放射線障害防止対策については、特に原子力施設に対し、下請事業場を含めた総合的な安全衛生管理体制の確立、被ばく低減化の徹底等を図るための監督指導等を実施する。</p>		△	<p>平6.9.6基発第547号 平10.8.31基安発第21号 平11.11.5基発第639号の3 平11.12.2基安発第37号の2 平12.9.19基発第581号 平12.9.19基発第582号 平12.12.26基発第768号の2 平13.3.30基発第253号 平15.5.29基発第0529004号 平15.6.26基監発第0626001号・基安発第0626001号 平17.2.7基発第0207006号・基発第0207007号 平17.3.31基発第0331017号 平17.6.1基発第0601005号</p>
		<p>オ 化学物質による健康障害防止対策の推進</p> <p>改正労働安全衛生法において新たに設けた化学物質の表示・文書交付制度、「化学物質等の危険性又は有害性等の調査に関する指針」(平成18年3月30日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第2号)及び有害物ばく露作業報告制度について、管内の実態に応じ、局において、化学物質を製造し又は取り扱っている事業者を対象とした説明会を開催することなどにより周知及び指導を図る。</p> <p>また、必要に応じ、併せて、ダイオキシン類対策、眼・皮膚障害防止対策、塩素中毒災害防止対策、造船業における有機溶剤中毒予防対策、一酸化炭素中毒災害防止対策等についても周知を図る。</p>		△	<p>平13.4.25基発第401号の2 平13.4.25基発第402号 平13.5.25基発第480号 平15.8.1基発第0801001号 平15.8.11基発第0811001号 平15.11.18基発第1118002号 平16.8.3基発第0803002号 平16.11.2基安発第1102003号 平17.2.10基発第0210005号 平17.5.12基発第0512003号 平17.6.14基発第0614001号 平17.7.5基安化発第0705002号 別途指示</p>
		<p>カ 職場環境の快適化の推進</p> <p>喫煙対策ガイドライン等に基づき、受動喫煙防止対策について指導等を行い、特に、喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合などは、事業場を全面禁煙とするよう事業者に対して勧奨する。</p> <p>また、快適職場推進計画の認定制度の周知を図る。</p>		△	<p>平4.7.1基発第391号 平4.7.1基発第392号 平7.9.26基安発第13号 平8.5.16基安発第15号 平10.7.15基安発第17号 平14.3.29事務連絡 平15.5.9基発第0509001号 平16.5.13基発第0513001号 平17.6.1基安発第0601001号</p>
(4)	登録教習機関等に対する監査指導の徹底	登録教習機関等については、依然として重大悪質な不正事案が相次いで発覚していることから、監査指導を適正かつ迅速に実施し、不正事案を把握した場合には、登録の取消処分、業務停止命令や司法処分も含め厳正に対処する。		○	平17.6.10基発第0610001号

4 労災補償対策の推進	(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理	<p>労災保険給付の請求については、引き続き、標準処理期間内の迅速な事務処理に努める。このため、署管理者の進行管理の徹底を行うとともに、長期未決事案の多い署の管理者に対する局の個別指導により迅速かつ適正な処理の推進を図る。</p> <p>また、事業主を始めとする関係者から十分な協力が得られない場合等には、労災保険法に基づく権限を適切に行使する等迅速かつ適正な調査を実施する。</p> <p>労災診療費については、会計検査院による指摘が多い項目について重点的に審査を行うなど、引き続き適正な審査を実施することはもとより、平成18年度の労災診療費算定基準の改正についての医療機関への周知の徹底、誤請求の多い医療機関への指導等により、診療費の適正払いの一層の推進を図る。</p>		□	平13.3.30基発第237号 別途指示
	(2) 制度改正事項の的確な実施	<p>平成18年4月1日から施行される新たな通勤災害保護制度について、また、同じく平成18年4月1日に改正される障害(補償)給付に係る障害等級表及び障害等級認定基準に基づき適正な事務処理に努めるとともに、労働者、事業主、医療関係者等に対して十分な周知を行い、新制度の円滑な実施を図る。</p>	☆	○	別途指示
	(3) 労災かくしの排除の徹底	<p>労災かくしについては、第163回特別会の衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において附帯決議がなされているところであり、対策について6月を目途に周知・広報等の方策を含めた通達を別途発出する予定であるが、それまでの間、引き続き、労災かくしの排除を徹底するため、労災担当部署や安全衛生担当部署において、労災請求の相談等を通じて労災かくしの疑いのある事案を把握した場合や、虚偽の死傷病報告が発覚した場合などは、速やかに監督担当部署へ情報提供するなど、各部署の密接な連携を図る。</p> <p>また、労災かくしの排除を期すため、引き続き、的確な監督指導等を実施するとともに、その存在が明らかとなった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。</p>		○	平3.12.5基発第52号 平3.12.5基発第687号 平13.2.8基発第68号 平14.7.26基監発第0726001号・基 微発第0726001号・基安計発第 0726001号・基労管発第0726001号
	(4) アスベストによる健康被害者の救済等	<p>ア アスベスト救済法の円滑な施行 中皮腫、肺がん等により死亡した労働者の遺族であって時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した者に対し、新たに特別遺族給付金を支給すること等を内容とするアスベスト救済法について、広く周知を図るとともに、効率的な事務処理体制等の整備を図る。</p> <p>イ 改正認定基準の運用等 今後も増加が見込まれるアスベスト疾患に係る労災請求については、改正認定基準に基づき迅速・適正な事務処理に努める。 また、労働者、事業主、医療関係者等に対して、改正認定基準及び労災補償制度に関するリーフレットを配布すること等により、アスベスト疾患に係る労災補償制度の周知を図る。</p>	☆	○	別途指示
	(5) 労災認定等を踏まえた労働災害再発防止対策の推進	<p>労災担当部署においては、労災請求・認定事案について、必要に応じて監督担当部署及び安全衛生担当部署に情報を提供し、各部署においては事案の内容に応じて当該事業場に対して再発防止のための指導等を実施するなど、労働災害防止対策の推進のため、監督担当部署、安全衛生担当部署及び労災担当部署の密接な連携を図る。</p>		△	別途指示

	(6) 行政争訟に対する迅速・的確な対応	審査請求の処理に当たっては、的確かつ計画的な審理を行うとともに管理者の適切な進行管理を徹底することにより、3か月以内の処理を図る。 訴訟進行については、事案に応じた的確に事実関係を立証するための証拠収集等を迅速に行うとともに、法務当局との密接な連携の下、医学的経験則、認定した事実に基づいた論理的かつ分かりやすい主張・立証を行う等の的確な対応に努める。		□	平15.3.28基発第0328001号 平17.4.1基発第0401011号
	(7) 労災年金相談所の活用等	重度被災労働者に対する介護施策を推進するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)入居に係る広報活動を強化するとともに、労災年金相談所とのより一層の連携を図り、積極的な利用を促す。 また、労災年金受給者等からの相談及び援護についても引き続き、労災年金相談所の活用を図る。		△	
5 労働保険の未手続事業一掃対策の推進		労働保険の未手続事業の一掃については、手続指導にとどまらず、職権を行使する措置を講じる。また、引き続き都道府県労働局及び労働基準監督署と公共職業安定所が緊密に連携するなど、適用徴収担当部署以外の部署との連携による未手続事業の積極的かつ的確な把握・勧奨を行うとともに、把握した未手続事業に対しては適用徴収担当部署において強力な手続指導を行う。また、労働保険の適用促進に係る委託業務についての全国労働保険事務組合連合会都道府県支部との連携については、一層緊密・確実に実施する。さらに、10月に実施する労働保険適用促進月間の広報活動については、未手続事業一掃対策の一環と位置付け、労働保険制度の一層の理解・周知を図る。 局、署、所及び労働保険事務組合の適用促進活動(加入勧奨、手続指導)によっても、自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主については、職権により成立手続を行い、保険料を認定決定する。		○	
6 労働保険料の適正徴収	(1) 年度更新の的確かつ円滑な実施	年度更新の実施に当たっては、「平成18年度の年度更新等業務について」を踏まえるほか、労働保険徴収主務課室、労働基準部、職業安定部及び需給調整事業部の連携を密にし、都道府県労働局全体として、体制の整備を図る。		□	平18.2.6基発第0206001号 平18.3.31基発第0331003号
	(2) 効率的な算定基礎調査の実施	労働保険料算定基礎調査については、適正な業務量の投入に配慮しつつ、効率的な算調実施計画を策定し、適正かつ実効ある実施を図る。		△	平12.3.31発労微第35号 平18.3.31基発第0331003号
	(3) 実効ある滞納整理の実施	労働保険料の滞納整理については、効果的な滞納整理実施計画を策定して取り組むこととし、とりわけ多額の滞納事業主及び多年度にわたり滞納している事業主に対し、重点的に滞納整理を実施する。		○	平12.3.31発労微第34号 平18.3.31基発第0331003号
	(4) 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な取組	平成18年度における徴収事務の更なる一元化として、事業所説明会、算調及び滞納整理については、徴収事務の一元化に当たって社会保険・労働保険徴収事務センターとして実施する事務でもあることから、研修を行うほか連絡協議会等の場で調整するなど適切に実施する。		○	平15.7.22基発第0722001号 平15.7.22基発第0722002号 平16.3.23基発第0323001号 平18.3.31基発第0331003号

7 事務組合の活用、育成、指導等	<p>労働保険事務組合制度は、中小事業主の事務処理面の負担軽減、労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収に大きな役割を果たしていることにかんがみ、その一層の活用を図る。また、事務組合の育成を行うに当たっては、その母体団体の性格、事務処理能力等を考慮し、委託事業数の増大を通じ事務組合の自立が図られるよう努める。</p>		△	平18.3.31基徴発第0331003号
	<p>また、事務組合が適正に業務運営を行えるよう、事務組合への定期的な監督・指導等に努める。</p>		○	昭59.12.28発勞徴第88号 昭60.1.18勞徴第6号 平15.11.28基徴発第1128001号 平15.11.28基徴発第1128002号 平18.3.31基徴発第0331003号
8 アスベスト救済法に基づく一般拠出金の徴収	<p>平成19年度から労働保険徴収システムを活用して行うアスベスト救済法に基づく一般拠出金の徴収については、その円滑かつ適切な施行のため、平成18年度は事業主等に対する周知を行う。</p>		△	

平成18年度 職業安定行政に係る重点化ガイドラインについて

平成18年度 職業安定行政に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。

- ★ 印：新規事項
- × 印：本省又は外郭団体等実施事項
- 印：全局・署所において、積極的に実施する業務
- △ 印：各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務
- 印：奨励業務

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (★)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
A 公共職業安定機関の職業紹介事業等						
1 基本業務の着実な運営	(1) 職業紹介業務計画の策定			○		
	(2) 職業紹介実績の把握分析			○		
	(3) 求人者関係業務	① 求人開拓 【地方労働行政運営方針】効果的な求人開拓の実施 ② 求人の受理 ③ 求人内容の正確性・明確性の確保のための各種確認 ④ インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認 ⑤ 求人条件指導 ⑥ 受理求人への求人充足サービス・フォローアップ 【地方労働行政運営方針】未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実 ⑦ 応募票等による応募状況・顔末の把握 ⑧ 事業所情報の収集・整備 ⑨ 求職者情報の提供			△	地域の労働市場の状況に応じて、求職者のニーズを踏まえ実施
					□	
					○	特に積極的に取り組むべきもの
					○	
					○	
					○	特に積極的に取り組むべきもの
					○	受理求人への求人充足サービス・フォローアップについては、求人受理後3週間を経過しても応募者がいない求人すべてについてフォローアップ実施を目指す。
					○	
					△	
					△	必要が認められる場合は、積極的に実施することとする。
	(4) 求職者関係業務	① 求職受理 ② 相談を通じた個々の求職者の状況の把握と記録(求職管理情報) ③ 個々の求職者の状況に応じた支援の提供 【支援メニュー例】 ・窓口への誘導 ・自己の適職等に関する理解の促進 ・労働市場情報、求人情報の提供 ・求人自己検索パソコンの活用方法に関する助言 ・履歴書、職務経歴書の作成・指導 ・面接技法の指導 ・応募企業選択を支援 ・個別求人開拓 ・以上を効率的に実施するための再就職支援プログラム、再就職プランナー、求職活動支援セミナー等の支援策の活用 ④ コンサルティングコーナーにおけるキャリアコンサルティング			□	
					○	
					○	個々の求職者の状況に応じた支援の提供については、目標設定(再就職支援プログラム開始件数80,000(P)件、就職率7割程度の確保を目指す。就職実現プラン作成件数120,000件、就職率6割程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。
					○	
					○	
					○	
					○	
					○	
				○		
				○		
(5) 求人と求職の結合	① 職業紹介(即時紹介) ② 呼出紹介 ③ 通信紹介 ④ 管理選考 ⑤ 合同就職面接会 ⑥ 採否確認 ⑦ 紹介不調求職者に対する措置 ⑧ 管内における未充足求人、求職者の希望職種の把握、分析、提供 ⑨ 適職選択支援員による職業相談 【地方労働行政運営方針】業種・職種間ミスマッチ対策の充実			□		
				△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする	
				△		
				△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする	
				△		
				△		
				○		
				○		
				○		
				○		

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
	(6) 雇用保険受給者の早期再就職促進				雇用保険の受給期間を2/3以上残して早期に再就職する者の割合を15%程度に引き上げることを目指す。(P)	
		① 受給者アンケート		○		
		② 求職活動計画の策定		○	地域の実情に則して実施	
		③ 求職活動支援セミナー 【地方労働行政運営方針】雇用保険受給資格者に対する就職支援セミナー等の実施		○		
		④ 再就職支援プログラムの実施 【地方労働行政運営方針】個々の求職者の状況に応じた個別総合的なサービスの提供		○	再就職支援プログラムの実施については、目標設定(再就職支援プログラム開始件数80,000件、就職率7割程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。(P)	
		⑤ 再就職プランナーによる再就職支援の実施 【地方労働行政運営方針】雇用保険受給資格者に対する就職支援セミナー等の実施		○	再就職プランナーによる再就職支援の実施については、目標設定(就職実現プラン作成件数120,000件、就職率5割程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。(P)	
		⑥ 受給者に対する呼出紹介・通信紹介		○	各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施	
		⑦ 受給者に対する求人情報ダイレクトメール		○	各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施	
		⑧ 認定日における職業相談		○	各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施	
		(7) 産業雇用情報提供業務	【地方労働行政運営方針】労働市場的確な分析及び情報の提供			
① 労働市場ニュース・業務月報・年報告等の発行				○		
② 各種労働市場データの収集・整理・提供				○		
2 ハローワークインターネットによる求人情報提供[本省]		【地方労働行政運営方針】雇用関係情報の積極的提供				
		① システムの運用[本省]		×		
		② インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認(再掲A1(3)⑥)		—		
		③ 応募票等による応募状況、願末の把握(再掲A1(3)⑦)		—		
		④ インターネット掲載情報に係る問い合わせ等への対応		□		
3 公共職業安定所のサービス提供体制の整備	(1) 安定所・附属施設の職業相談等サービス提供時間の延長			○	該当所について	
	(2) 各種附属施設による専門的サービス	① 就職サポートセンターの運営			△	通達に従って運営する
		② ハローワークプラザの運営			○	同上
		③ マザーズハローワーク(仮称)の運営 【地方労働行政運営方針】子育てする女性に対する再就職支援の充実		☆	○	該当所について
		④ パートバンクの運営			△	通達に従って運営する
		⑤ 人材銀行の運営			○	該当所について
		⑥ キャリア交流プラザの運営(キャリア交流事業)			○	該当所について
		⑦ 地域職業相談室の運営 【地方労働行政運営方針】地域職業相談室			○	該当所について
	(3) 失業者向け生活関連情報の一元的提供体制の整備	① 生活関連情報について専門家による相談コーナーの運用 【地方労働行政運営方針】生活関連情報の一元的な提供			△	該当所について
		② ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供			□	
(4) 雇用関連事業ワンストップサービスの実施	【地方労働行政運営方針】雇用関連事業のワンストップサービスの実施					
	① 雇用関連情報についての相談・情報提供コーナーの運用			○	該当所について	
	② ハローワークインターネットサービスによる助成金に関する検索機能等を拡充した情報の提供			△		
(5) 青年海外協力隊員に対する就労支援		【地方労働行政運営方針】青年海外協力隊員に対する就労支援	☆	△	必要に応じて実施	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
4 職業紹介と職業訓練の連携強化	(1) 的確な職業訓練受講指示	【地方労働行政運営方針】的確な公共職業訓練の活用				
		① 早期受講指示 ② 複数受講指示		○		
	(2) 訓練終了者に対する訓練終了前からの就職支援	① 訓練終了者に対する情報提供・職業相談・職業紹介等		○		
B 雇用保険制度の円滑かつ適正な運営						
1 適正な業務の運営	(1) 適用関係業務	① 適用促進				
		ア 派遣労働者・パートタイム労働者の適用促進		○		
		イ 私立学校教員の適用促進		○		
		【地方労働行政運営方針】私立学校教員に対する確実な適用				
		② 適用事業所関係届出業務		□		
		③ 得喪関係業務		□		
		④ 小規模事業被保険者福祉助成金の支給		□		
		(2) 給付関係業務	① 受給資格決定		□	
			② 雇用保険受給者初回説明会		□	
			③ 失業認定			
	【地方労働行政運営方針】適正な業務の運営					
	ア 求職活動実績に基づく的確な失業認定			□		
	イ 職業紹介部門との連携			□		
	④ 求職者給付の支給					
	ア 一般求職者給付の支給			□		
	イ 高齢求職者給付の支給			□		
	ウ 短期雇用特例求職者給付の支給			□		
	エ 日雇労働求職者給付の支給		□			
	⑤ 就職促進給付の支給		□			
	⑥ 教育訓練給付の支給		□			
⑦ 雇用継続給付(高齢者・育児・介護)の支給		□				
(3) 不正受給の防止・早期摘発対策	【地方労働行政運営方針】不正受給の防止					
① 不正受給の防止		○				
② 不正受給の摘発・返還命令等		○				
C 民間活力の活用等によるマッチング						
1 労働者派遣事業の適切な運営の確保	(1) 制度の周知啓発等	【地方労働行政運営方針】民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進				
		① 制度等の周知		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実	
		② 労働者派遣事業適正運営協力員制度の運用		○		
		③ 労働者派遣事業報告		□		
		④ 派遣先責任者講習		□		
		⑤ 申請書類等の受理・審査等		□	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実	
	(2) 許可・届出制度の運用	① 申請書類等の受理・審査等		□		
		② 許可等手数料収入印紙および許可申請・届出等件数報告		□		
		③ 労働者派遣事業所台帳の整備		□		
				□		

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
	(3) 指導監督の実施	① 集団指導・個別指導監督計画の策定		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施	
		② 集団指導・個別指導監督の実施		○		
		③ 指導監督実施状況報告		□		
		④ 是正指導書の指導内容報告		□		
		⑤ 情報提供等運用状況報告		□		
	(4) 苦情・相談への対応	① 労働局における苦情相談の実施		□		
		② 公共職業安定所における苦情相談の実施		□		
		③ 苦情相談受付状況報告		□		
	2 職業紹介事業の適切な運営の確保	【地方労働行政運営方針】民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進				
		(1) 制度の周知啓発等	① 制度等の周知		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施
② 職業紹介事業報告				□		
(2) 許可制度の運用等		① 申請書類等の受理・審査等		□		
		② 職業紹介事業所台帳の整備		□		
		③ 手数料収入印紙および用実帳及び許可申請・届出等件数報告		□		
(3) 指導監督の実施		① 指導監督計画の策定		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施	
		② 指導監督の実施		○		
		③ 職業紹介事業指導監督実施状況報告		□		
(4) 苦情・相談への対応		① 労働局における苦情相談の実施		□		
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施		□			
	③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)		—			
(5) 同意書制度の運用	① 同意書の受理、標紙の交付等		□			
	② 同意書受理状況報告		□			
3 労働者募集の適切な運営の確保	(1) 制度の周知啓発等	① 制度等の周知		△		
		② 委託募集に係る許可制度の運用	① 申請書類等の受理・審査等	□		
		② 労働者募集業務取扱状況報告の作成	□			
		③ 中小企業労働力確保法、林業労働力確保法等による委託募集の特例の運用	□			
	(3) 指導監督の実施			△		
		(4) 苦情・相談への対応	① 労働局における苦情相談の実施		□	
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施			□		
③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)			—			
4 労働者供給事業の適切な運営の確保	(1) 制度の周知啓発等	① 制度等の周知		△		
		② 需給調整事業関係業務担当者会議(再掲・C1(1)⑦)		—		
		③ 需給調整事業関係業務担当者研修(再掲・C1(1)⑧)		—		
		④ 申請書類等の受理・審査等		□		
	(2) 許可制度の運用等	① 申請書類等の受理・審査等		□		
		② 労働者供給事業等処理台帳の整備		□		
	(3) 指導監督の実施			○		
(4) 苦情・相談への対応等		① 労働局における苦情相談の実施		□		
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施		□			
	③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)		—			
5 官民連携による労働力需給調整機能の強化	(1) しごと情報ネット等の活用による就職支援情報の積極的提供	【地方労働行政運営方針】雇用関係情報の積極的提供				
		① しごと情報ネットの周知及び参加の勧奨		○	迅速に沿って運用する	
		② しごと情報ネット参加機関募集の状況報告		□		
	(2) 民間の職業紹介事業者との連携による再就職支援体制の整備	① 無料職業紹介事業者の体制整備に係る援助		△		
		② 無料職業紹介事業者及び労働者供給事業者への情報提供		△		
	③ カウンセリング技法の向上を図るための研修会		△			
(3) 民間委託による長期失業者の就職支援事業	【地方労働行政運営方針】民間や地方公共団体との共同・連携による就職支援		○	該当所について		

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)
D 早期再就職の促進対策等		【地方労働行政運営方針】成長分野を中心とした円滑な労働移動の支援			
1 在職中からの再就職に向けた取組の支援		① 離職予定在職者職業相談コーナーの庁外機動的設置(アシストハローワーク)		△	情報収集は恒常的に実施。なお、リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する
2 再就職援助計画・大量雇用変動届の提出指導		① 周知		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する
		② 再就職援助計画の受理		□	
		③ 再就職援助計画の作成援助		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する
		④ 再就職援助計画の認定		□	
		⑤ 再就職援助計画の提出指導		△	同上
		⑥ 再就職援助計画の変更に係る認定		□	
		⑦ 再就職援助計画に係る報告		□	
		⑧ 大量雇用変動の届出又は通知の受理		□	
		⑨ 大量雇用変動届の提出指導		△	同上
		⑩ 大量雇用変動状況の報告		□	
3 円滑な労働移動の効果的な支援	(1) 労働移動支援助成金の支給	① 周知	☆	△	再就職援助計画受理時において職場体験講習等の新規施策に関する周知を中心的に実施
		② 労働移動支援助成金の支給		□	
		③ 労働移動支援助成金実績報告		□	
		④ 講習支援アドバイザーによる相談・アドバイス	☆	△	再就職援助計画対象者等の発生状況を勘案した上で実施
	(2) 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の支給	① 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の支給[高障機構]		×	
		② 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の不支給要件の確認		□	
	(3) 建設業労働移動円滑化支援助成金の支給	① 建設業労働移動円滑化支援助成金の支給[機構]		×	
		② 建設業労働移動円滑化支援助成金の不支給要件の確認[機構]		×	
	(4) 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の支給	① 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の支給[高障機構]		×	
		② 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の不支給要件の確認		□	
4 募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた啓発・指導		① 周知・啓発(理由提示を含む)		○	
		② 求人窓口における指導(理由提示を含む)		○	
		③ 個別企業が抱える問題に応じた助言・援助		○	
		④ 理由提示違反事業主に対する助言・指導		□	
		⑤ 職業紹介事業者等に対する理由提示に係る指導・啓発		△	職業紹介事業者等に係る制度の周知や指導監督に含めて実施する(C2(1)①・(3)①②、C3(1)①・(3)、C4(1)①・(3))。
5 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・緊急就職支援雇用開発助成金)の支給		① 活用促進		△	
		② 制度の周知徹底		△	
		③ 不正支給防止を図った支給事務		△	
		④ 支給決定状況報告		□	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)		
6 雇用調整助成金の支給		【地方労働行政運営方針】雇用の維持確保に対する支援					
		① 活用促進		△			
		② 制度の周知徹底		△			
		③ 不正受給防止を図った支給事務		△			
		④ 計画届受理状況報告		□			
7 雇用再生集中支援事業の推進		【地方労働行政運営方針】雇用再生集中支援事業の実施					
		① 雇用調整方針の周知		○			
		② 雇用調整方針の受理		△			
		③ 雇用調整方針の作成援助		△			
		④ 雇用調整方針の届出指導		○			
		⑤ 雇用調整方針に係る報告		□			
		⑥ 不良債権処理就業支援特別奨励金の周知		△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施		
		⑦ 民間活用再就職支援事業の周知		△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施		
E 雇用機会創出対策	1 中小企業における雇用機会の創出支援	【地方労働行政運営方針】中小企業における雇用機会の積極的な創出					
		(1) 雇用管理の改善計画の認定に係る都道府県知事からの協賛		□			
		(2) 雇用機会の創出に対する支援	① 中小企業基盤人材確保助成金の周知[局・機構]、支給[機構]		△	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、中小企業の創業・異業種進出への意欲を高め、重点的に雇用の受皿作りを実施。	
			② OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務		□		
		(3) 雇用管理の改善に対する支援	① 中小企業職業相談委託助成金の周知[局・機構]、支給[機構]	☆	△	実績が出ていない中小企業雇用管理改善助成金は廃止し、特にニーズが高いと見込まれるメンタルヘルズ相談を行う者を新たに含めた職業相談を外部委託により実施した場合、当該措置に係る経費について一定額助成する中小企業職業相談委託助成金を創設。	
			② OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務		□		
		(4) 中小企業団体に対する支援	① 中小企業人材確保援助事業(候補団体のヒアリング)[局・機構]		□		
		2 中小企業の技能継承の受け手人材確保に係る支援	(1) 中小企業の技能継承の受け手人材確保支援	① 技能継承トライアル雇用の動員指導(平成18年10月施行)	☆	△	中小企業が有する高次元技能等を円滑に継承するため、若年者トライアル雇用事業を拡充し、中小企業の技能継承の受け手となる若年者の確保を図る。
				② 技能継承トライアル雇用奨励金の支給(平成18年10月施行)	☆	□	
		3 新規成長分野における雇用機会の創出支援	(1) 新規・成長分野企業等に対する総合的な支援の実施	① 新規・成長分野支援ネットワークの運営[局・機構]		△	
② 出合いの場の開催[機構・局]				△			
4 創業に対する支援	(1) 受給資格者創業支援助成金の支給	【地方労働行政運営方針】雇用保険受給資格者の創業に対する支援					
		① 周知	☆	○	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、重点的に雇用の受け皿作りを実施。		
		② 受給資格者創業支援助成金の支給		□			
	(2) 高齢者等共同就業機会創出助成金		③ 受給資格者創業支援助成金実績報告		□		
			① 高齢者等共同就業機会創出助成金の支給[高障機構]		×		
			② 高齢者等共同就業機会創出助成金の不支給要件の確認		×		
	(3) 子育て女性起業支援助成金		③ 高齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業[高障機構]		×		
			① 周知	☆	○	雇用情勢の厳しい地域(有効求人倍率が全国平均を下回る都道府県)に居住している女性の起業に係る助成を創設。	
			② 子育て女性起業支援助成金の支給		□		
		③ 子育て女性起業支援助成金実績報告		□			

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)		
5 介護・看護分野における雇用管理改善	(1) 制度の周知啓発等	【地方労働行政運営方針】介護分野における雇用管理改善の推進		△			
		【地方労働行政運営方針】介護分野における雇用管理改善の推進					
	(2) 介護労働者雇用改善援助事業	① 介護分野における雇用管理モデル検討会の開催	☆	○			
		② 介護労働者雇用管理改善等援助事業【介護センター】		×			
	(3) 福祉重点ハローワーク事業	③ 介護人材確保助成金及び介護雇用管理支援助成金(介護基金人材確保助成金)の支給及び支給状況報告		□			
		① 潜在福祉マンパワーの登録		△	福祉人材に係る労働市場状況を調査しつつ実施する		
		② 福祉関係求人の提供・職業相談・講習会等の開催		△	同上		
		③ 介護労働講習の実施		△	同上		
		④ 介護労働講習の実施計画報告		□			
		⑤ 福祉マンパワー合同求人選考会の開催		△	同上		
		⑥ 福祉マンパワー合同求人選考会の実施計画報告		□			
⑦ 看護師リフレッシュ講習の実施			△	同上			
⑧ 看護師リフレッシュ講習の実施計画報告			□				
6 地方の創意工夫をいかした雇用機会の創出等	(1) 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施	① 地域雇用創造/バックアップ事業の申請に関する相談・援助 【地方労働行政運営方針】雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対する専門家による助言等		△			
		② 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)の提案協議会に対する相談・援助 【地方労働行政運営方針】地域提案型雇用創造促進事業の実施		△			
	7 地域創業者助成金の支給	【地方労働行政運営方針】地域創業者助成金					
		① 制度の周知		△			
	F 地域雇用開発対策	② 支給要件の確認等業務		×			
	1 地域雇用開発促進法に基づく業務等	(1) 地域雇用開発にかかる基本業務	① 都道府県等関係団体との連携及び関連施策の周知		○		
			② 都道府県の地域雇用開発計画作成に対する相談援助		△	新たに作成を行う等の場合は、積極的に実施	
			③ 地域雇用開発計画の同意に係る地方労働審議会への対応		□		
		(2) 雇用機会増大促進地域における地域雇用開発	【地方労働行政運営方針】地域雇用開発促進助成金				
			① 大規模雇用開発モデルプロジェクトの推進		△		
② 地域雇用開発促進助成金の支給				□			
(3) 求職活動援助地域における地域雇用開発		③ 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告		□			
		① 地域求職活動援助事業 【地方労働行政運営方針】都道府県の企画・立案による求職活動の支援		□			
(4) 高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発		① 地域雇用開発促進助成金の支給(再掲・F2(1)②)		—			
		② 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告(再掲・F2(1)③)		—			
	③ 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告		—				
2 人材地方就職促進事業		① 地方就職支援センターの運営		△			
		② 首都圏在住の地方就職希望者と地方企業の合同面接会(Uターンフェア)		△			
		③ 広域職業紹介活動		△			

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
3 雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進	(1) 地域雇用活性化事業の実施	【地方労働行政運営方針】地域雇用開発活性化事業の実施				
		① 事業内容の周知		○		
		② 中小企業団体等に対する相談・援助		△		
		③ 事業実施団体の選定(都道府県との連携)		△		
		④ 事業実施団体との委託契約・委託費精算・実績報告		□		
4 創業に対する支援	(1) 受給資格者創業支援助成金の支給(再掲)	⑤ 意識啓発セミナーの開催(5労働局)		△		
		① 周知	☆	○	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、重点的に雇用の受け皿作りを実施。	
		② 受給資格者創業支援助成金の支給		□		
		③ 受給資格者創業支援助成金実績報告		□		
		④ 中小企業基盤人材確保助成金の周知(局・機構)、支給(機構)		△	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、中小企業の創業・異業種進出への意欲を高め、重点的に雇用の受け皿作りを実施。	
5 中小企業における雇用機会の創出支援	(1) 雇用機会の創出に対する支援(再掲)	② OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務		□		
G 地域再生に向けた雇用支援						
	(1) 地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施	【地方労働行政運営方針】地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施				
		① 地域再生雇用支援ネットワーク事業におけるワンストップ相談窓口での対応		□		
	(2) 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施	② 地域再生雇用支援ネットワーク事業における「地域再生雇用支援連絡会議」の			△	
		① 地域雇用創造バックアップ事業の申請協議会に対する相談・援助		□		
	(3) 地域創業助成金の支給(再掲・E7)	② 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)の提案協議会に対する相談・援助(再掲・E5(1)②)			△	
① 制度の周知				△		
H 若年者雇用対策						
1 フリーター25万人常用雇用化プランの推進	(1) フリーター常用就職支援事業	【地方労働行政運営方針】フリーター常用就職支援事業の実施				
		① 求職登録	☆	○	若年者ジョブサポーターを活用(※若年早期能転職者対策を吸収)	
		② 常用雇用就職プランの策定	☆	○		
		③ マッチング(職業指導、職業紹介、個別求人開拓)	☆	○		
	④ 就職後の支援	☆	○			
	(2) 若年失業者を対象とした雇用安定促進事業	【地方労働行政運営方針】ヤングワークプラザにおける就職支援の実施				
		① 求職登録			○	求職者個々の属性に於いて、必要な支援を積極的に実施
		② マッチング支援(適性検査、カウンセリング、グループワーク、起業等についての相談等)			○	
		③ マッチング(職業指導、職業紹介、個別求人開拓)			○	
		④ 再就職プランナーによる再就職支援の実施(再掲)			○	
	⑤ 就職後の支援			○		
	(3) 若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)の整備	【地方労働行政運営方針】地域との連携及び協力による若年者就職支援対策の展開				
		① 若年者地域連携事業の実施			×	
	(4) フリーターや学卒未就職者等に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】若年者試行雇用事業の実施	② 併設ハローワークにおける職業紹介			△
			① 若年者トライアル雇用の動奨指導			○
② 若年者トライアル雇用奨励金の支給					□	フリーターや学卒未就職者等を重点に実施。また、新たに長期若年無業者等を対象に、短時間勤務による試行雇用事業を実施

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
2 新規学卒者に対する就職支援策の推進	(1) 新規中高卒業者に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】新規高卒者に対する就職支援策の実施			新規高卒者の内定率について平成17年度以上の確保を目指す。	
		① 求人者に対する業務(求人者指導、求人受理等)				
		ア 求人指導、求人受理		△		
		イ 求人開拓・求人確保		△	地域の実情に応じて実施	
		② マッチング支援				
		ア 応募前職場見学会(高)		△		
		イ 各種研修・講習(高校生就職ガイダンスのフォロー、進路指導担当者研修)		△		
		③ マッチング				
		ア 若年者ジョブサポーターの学校訪問による個別の就職相談、職業紹介		○	若年者ジョブサポーターを有効活用し、就職希望者に対して個別就職支援を推進。 若年者ジョブサポーターについては、目標設定(11月末～3月末における、ジョブサポーターによる支援等を通じた高卒就職内定者数3万人程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。P	
		イ 就職面接会など、集団的手法による就職支援		△		
	④ 未内定者・未就職卒業生への支援					
	ア 未内定者に対する個別支援、個別求人開拓、就職準備講習等の支援(未充足求人へのフォローも含む)		○	若年者ジョブサポーターの行う個別就職支援の一環として実施		
	イ 未内定者・学卒未就職者に対する若年者トライアル雇用の活用		○			
	⑤ 求職動向調査(中・高)		□			
	⑥ 就職慣行の見直しの推進(都道府県高等学校就職問題検討会議の開催)		△	地域の状況に応じ、実効あるものとなるよう努める		
	⑦ 新規高等学校卒業生職業紹介業務連絡会議の開催		△	地域の状況に応じ、実効あるものとなるよう努める		
	(2) 新規大卒者等に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】新規大卒者に対する就職支援策の実施				
		① 求人者に対する業務				
		ア 事業主指導(求人・求職秩序の維持、公正公平な採用の確保、採用内定取消の防止等)		△	必要に応じて実施	
イ 求人開拓・求人確保			△	地域の実情に応じて実施		
ウ 大卒等求人サービス推進員の活用による、未充足求人へのフォロー			○			
② 求職者に対する業務						
ア 個別の職業相談・求人開拓、大学等と連携した未内定学生の把握			○	未内定学生に対する就職支援を強化		
イ 集団的手法による就職支援(就職面接会の開催、各種講習会の開催)			△	未内定学生に対する就職支援を強化		
③ 求職動向調査			□			
(3) 高等学校中途退学者就業対策		① 都道府県高校中退者就業対策連絡協議会		△	実情に応じ実施	
	② ハローワークガイドの配付		△			
	③ プレガイダンスを通じた職業紹介、指導等の実施		△			
	④ 求人開拓・求人指導		△			
	⑤ 職場適応指導		△			
	⑥ 職業紹介		□			
3 学校等と連携した早期職業意識啓発の推進等	(1) 大学等と連携した職業意識啓発事業	【地方労働行政運営方針】職業意識形成支援の積極的推進				
		① 大学等就職指導担当者研修等大学等との連携強化		○		
		② 学生等に対する各種セミナー等就職活動準備のための支援、インターンシップの推進		○		
		③ 大学等及び事業主団体等との連絡会議		△		
		④ 短期の就業体験実習講座		△		
	(2) 事業主団体と連携したインターンシップ受入企業開拓事業	企業、学生等、大学等に対する周知・広報等の協力		△	各受託団体への必要な協力を行う	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)
	(3) 高校における職業意識形成支援事業	① キャリア探索プログラム ② ジュニア・インターンシップ ③ 職場見学 ④ ハローワーク体験ツアー ⑤ 職業レディネステスト等の実施 ⑥ 若年者雇用問題検討会議の開催		○ ○ ○ △ △ △	学校・教育委等と連携して拡大実施。 キャリア探索プログラムについては、目標設定(参加生徒数30万人程度を目指す)を踏まえて実施。
4 若年失業者等に対する就職支援、職場定着等の推進	(1) 若年労働者の職場定着促進事業の実施	【地方労働行政運営方針】職場定着を推進する施策の推進 ① 働く若者ネット相談事業との連携 ② 若年従業員との相互交流、企業人事管理担当者対象の講習等の取組の促進		× ×	
	(2) 若者の募集採用方法等の見直しの推進	① 経済団体の協力によるモデル事業の実施	☆	×	
	(3) 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	【地方労働行政運営方針】臨床心理士等専門的な人材を活用した就職支援 ① 悩みに対する専門的相談体制の整備	☆	○	窓口の設置、通常の紹介窓口との連携、外部専門機関との連携
	(4) 若年失業者を対象とした雇用安定促進事業	① 再就職プランナーによる再就職支援の実施(再掲A1(6)⑤)		—	
	(6) 無償の労働体験等を通じての就職力強化事業(ジョブパスポート事業)	【地方労働行政運営方針】無償の労働体験等を通じての就職力強化事業 ① ジョブパスポートを活用した募集採用の普及、就職支援 ② ジョブパスポート支援システム(仮称)の運用		○ □	
5 若者の人間力を高めるための国民運動の推進		【地方労働行政運営方針】若者の人間力を高めるための国民運動の推進			
	(1) 若者の人間力を高めるための国民運動の推進	① 国民運動の広報・啓発活動への協力		△	
I 高齢者雇用対策					
1 65歳までの雇用の確保	(1) 高齢者雇用状況報告制度の運用	① 報告提出関係事務 ② 指導対象事業所台帳の整備		△ △	
	(2) 高齢者雇用確保措置に関する指導	【地方労働行政運営方針】高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進 ① 指導計画・都道府県高齢協会との連携計画の策定(年間計画)[局・所・高齢協会] ② 義務化年齢までの高齢者雇用確保措置を導入していない企業に対する指導、勧告(個別指導・文書による指導、勧告) ③ 63歳までの高齢者雇用確保措置の導入に向けた周知啓発、指導(個別指導・集団指導・文書による指導) ④ 65歳までの高齢者雇用確保措置の導入に向けた周知啓発、指導(個別指導・集団指導・継続雇用定着促進助成金の周知、情報提供) ⑤ 都道府県高齢協会との連絡調整(同行・訪問要請) ⑥ 指導のフォローアップ・状況把握 ⑦ 高齢者雇用確保措置推進指導実施状況報告		□ ○ ○ ○ ○ ○ □	高齢者雇用確保措置導入啓発指導については、目標設定(300人以上規模企業のうち、65歳以上の高齢者雇用確保措置を講じている企業の割合を、平成19年4月1日時点で40%とする。)を踏まえて実施。 求人開拓や他の事業主指導と併せて行うなどにより各局・所の実情に応じて行う。
	(3) 60歳未満定年企業に対する指導	① 定年制の状況把握 ② 個別指導の実施		△ △	
	(4) 高齢者雇用推進者選任指導	① 高齢者雇用推進者選任指導		△	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
	(5) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構による相談援助等	① アドバイザーによる相談援助事業【高障機構】 【地方労働行政運営方針】65歳雇用導入プロジェクトの推進		×		
		② アドバイザーによる企画立案事業【高障機構】 【地方労働行政運営方針】65歳雇用導入プロジェクトの推進		×		
		③ 再就職支援コンサルタントによる事業主に対する支援事業【高障機構】 【地方労働行政運営方針】求職活動支援書制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携		×		
		④ 継続雇用定着促進助成金の支給【高障機構】 【地方労働行政運営方針】高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進		×		
	(6) 高齢者雇用促進月間【高障機構】	① 都道府県高齢者雇用フェスタの開催の協力		△	高齢者雇用促進に関する啓発・広報等として効果的であり、協力すべきと判断するものについては各局・所の実情に応じて行う。	
	(7) 65歳雇用導入プロジェクトに関する取組の支援	【地方労働行政運営方針】65歳雇用導入プロジェクトの推進				
		① 実施計画の策定		×		
② 実施状況のフォローアップ			○			
2 年齢にかかわらず働く社会の実現に向けた基盤づくり事業【高障機構】	【地方労働行政運営方針】年齢にかかわらず働く社会の実現に向けた取組			×		
	③ 業務報告			×		
3 中高年齢者の再就職の促進	(1) 再就職援助の促進等	① 高齢法の趣旨、求職活動支援書制度等の周知 【地方労働行政運営方針】求職活動支援書制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携		○		
		② 高齢者雇用推進委員会の設置・運営		△		
		③ 求職活動支援書交付の事業主指導 【地方労働行政運営方針】求職活動支援書制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携		□		
		④ 求職活動支援書の作成の仕方、再就職援助措置の講じ方に関する相談、援助 【地方労働行政運営方針】求職活動支援書制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携		△	必要に応じて都道府県高齢者協会の再就職支援コンサルタントと連携を図る。	
		⑤ 求職活動支援書交付報告書の受理		□		
		⑥ 求職活動支援基本計画書の受理		□		
		⑦ 業務報告		□		
	(2) 多数離職届	① 多数離職届の提出指導		△		
		② 多数離職届の受理		□		
		③ 業務報告		□		
	(3) 高齢者職業相談室	【地方労働行政運営方針】高齢者職業相談室				
		① 市区町村等との連携に係る業務計画の策定		△		
		② 運営管理		△		
		③ 業務報告		□		
	(4) 中高年齢失業者等求職手帳	① 申請の受理		□		
		② 審査関係		□		
		③ 発給・不発給手帳		□		
④ 就職促進の措置の指示・進路指導の実施・就職指導の実施・職業紹介			△			
⑤ 業務報告			□			

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
	(6) 官公庁等における高齢者雇用率制度 (6) 中高年齢者に対する就職支援	① 報告関係事務 【地方労働行政運営方針】中高年齢者試行雇用事業の推進		<input type="checkbox"/>	中高年齢者試行雇用事業については、目標設定(中高年トライアル雇用の開始者数を5,600人、常用雇用移行率75%以上の確保を目指す。)を踏まえて実施。	
		① 中高年トライアル雇用の勧奨・指導 ② 中高年トライアル雇用の勤奨金の支給		<input type="checkbox"/>		
	(7) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			<input type="checkbox"/>		
4 高齢者の社会参加の促進	(1) シルバー人材センター事業等	【地方労働行政運営方針】シルバー人材センター事業等の推進				
		① 補助金交付申請【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		② 補助金交付決定【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		③ 補助事業実施状況報告【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		④ 補助金確定積算・実績報告【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		⑤ シルバー人材センター事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		⑥ 高齢者生活援助サービス事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		⑦ 高齢者活働き育て支援事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		⑧ 地域高齢者社会参加促進事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		⑨ 退職前高齢者生きがい就業体験事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
	⑩ ワークプラザ奨励事業【シルバー連合・局・全シ協】		<input type="checkbox"/>			
		(2) シニアワークプログラム事業	【地方労働行政運営方針】シルバー人材センター事業等の推進			
		① 委託契約【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		② 委託費確定積算・実績報告【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		③ 技能講習事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		④ 職業紹介事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		⑤ 職場体験講習事業【シルバー連合・局】		<input type="checkbox"/>		
		⑥ 運営管理【シルバー連合・局・安定所】		<input type="checkbox"/>		
	(3) 高齢者等共同就業機会創出助成金	【地方労働行政運営方針】高齢者等の共同による創業に対する支援(再掲)				
		① 高齢者等共同就業機会創出助成金の支給【高障機構】		×		
		② 高齢者等共同就業機会創出助成金の周知・情報提供		△		
	(4) 定年退職者等再就職支援事業	【地方労働行政運営方針】定年退職者等再就職支援事業の実施				
		① 面接会の開催	☆	○		
		② 求人情報誌の配付	☆	○		
5 高齢期雇用就業支援事業(高齢期雇用就業支援コーナー) 【高障機構】		【地方労働行政運営方針】求職活動支援書制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携		×		
J 障害者雇用対策						
1 障害者を雇用する事業主に対する指導・援助	(1) 障害者雇用率達成指導	【地方労働行政運営方針】雇用率達成指導の厳正な実施等				
		① 行政措置(計画作成命令・適正実施勧告・特別指導等)の厳正な実施		○		
		② 重点指導対象への指導		○		
		③ 地方公共団体への指導		○		
		④ 特殊法人への指導		○		
		⑤ 特定身体障害者の雇用促進		△		
		⑥ 把握確認ガイドラインの周知	☆	○		
		【地方労働行政運営方針】適正な雇用率制度の適用				
	(2) 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任指導				△	6-1報告提出手続時や職場定着指導と同時に行う等効率化を図る。
	(3) 障害者解雇届の運用				△	
(4) 障害者雇用連絡会議				△	各局の実情に応じて、他の会議と合同開催とすることは可 し。	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)
	(5) 都道府県障害者雇用連絡協議会			△	とする。
	(6) 障害者雇用促進運動	① 周知・啓発広報(局・所・高機機構)		△	マスク等の有効活用など職員を要さない効率的な形で実施する
2 障害者に対する職業リハビリテーション	(1) 職業相談業務及び支援策の充実	① 障害者求人の開拓 【地方労働行政運営方針】障害の態様や適正に応じた相談・支援機能の充実・強化 ② 職業相談・職業紹介 【地方労働行政運営方針】障害の態様や適正に応じた相談・支援機能の充実・強化 ③ 障害者に対する職業訓練・職場適応訓練 ④ 障害者試行雇用事業の実施 【地方労働行政運営方針】障害者試行雇用の推進 ⑤ 集団面接会・管理選考会の実施 ⑥ ジョブコーチによる支援の推進 【地方労働行政運営方針】職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の推進 ⑦ 養護学校等と連携した学卒障害者の就職支援 【地方労働行政運営方針】養護学校等の生徒の就職支援		○	17年度伸び率と同水準の伸び率を目指す
	(2) 精神障害者に対する雇用対策の強化	① 精神障害者に対する支援の強化 【地方労働行政運営方針】公共職業安定所における雇用支援の強化 ② 精神障害者ジョブガイダンス事業 【地方労働行政運営方針】医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業の実施 ③ 精神障害者に対する総合雇用支援の推進及び地域障害者職業センターの連携 【地方労働行政運営方針】精神障害者に対する総合雇用支援の推進		○	
	(3) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			□	
	(4) 職場適応指導の実施			△	
	(5) 雇用と福祉の連携による支援の充実強化	① 地域障害者就労支援事業 【地方労働行政運営方針】地域における福祉的就労から一般就労への移行の促進 ② 基盤整備事業 【地方労働行政運営方針】企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進 ③ 都道府県関係部局と連携した障害者就業・生活支援センターの運営への協力 障害者就業・生活支援センターとの密接な連携による効果的な就業・生活支援		○	該当所において実施
	(6) 在宅障害者に対する支援	【地方労働行政運営方針】在宅就業障害者に対する支援 ① 在宅就業障害者に対する支援の周知 ② 在宅就業支援団体の登録関係業務の円滑な実施		○	
	(7) 地域障害者職業センターとの連携	① 障害者職業センターによる専門的な職業リハビリテーションと連携した効果的な就業支援(上記①～⑤の活用)		○	
	(8) 障害者雇用支援センターとの連携・協力	① 都道府県関係部局と連携した障害者雇用支援センターの運営への協力(局・県)		△	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
K 外国人雇用対策						
1 外国人労働者の就労環境の一層の整備	(1) 外国人雇用状況報告制度の運用	① 制度の周知		○		
		② 説明会の開催		△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会の活用可	
		③ 報告提出関係事務		□		
	(2) 外国人求職者に対する職業紹介	【地方労働行政運営方針】外国人労働者の就労環境の整備の推進				
		① 外国人が応募可能な求人 の確保		△	外国人求職者の多い地域では充実実施	
		② 外国人雇用サービスセンターに対する求人 の連絡		□		
		③ 日系人雇用サービスセンターに対する求人 の連絡		□		
		④ 外国人求職者に対する職業紹介		□		
		⑤ 外国人雇用サービスコーナーの運営・維持		△	外国人が多い地域において実施	
		⑥ 外国人雇用サービスセンターの運営・維持		△	東京・大阪労働局のみ実施	
		⑦ 卒業後の就職を希望する留学生に対する支援事業		△	留学生の多い地域において実施	
		⑧ 日系人雇用サービスセンターの運営・維持		△	東京・愛知労働局のみ実施	
		⑨ 日系人職業生活相談室の運営・維持		△	日系人が多い地域において実施	
		⑩ 日伯間の公的労経路関係業務		□		
	⑪ 日系人失業者等に対する就労支援		△	日系人が多い地域において実施		
	⑫ 外国人求職者対応に係る業務報告		□			
	(3) 事業主等に対する指導・援助等	【地方労働行政運営方針】事業主等に対する指導・援助等の推進				
① 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく事業主への指導・援			○			
② 外国人雇用管理アドバイザー制度の運用			□			
③ 外国人雇用管理セミナーの開催			△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会等の活用可		
④ 事業主団体との懇談会			△	同上		
⑤ 「外国人労働者問題啓発月間」に係る周知・啓発			○			
⑥ 「外国人労働者問題啓発月間」に係る講演会の開催			△	地方局の実情に応じ実施		
⑦ 事業主対応に係る業務報告		□				
(4) 適正就労の推進等	【地方労働行政運営方針】適正就労の推進等					
	① 警察庁、法務省等関係行政機関との連携		○			
	② 事業主等への啓発・指導		○			
	③ 関係行政機関への情報提供		○			
	④ 適正就労等対策に係る業務報告		□			
L 特別雇用対策						
1 建設労働対策	【地方労働行政運営方針】総合的な建設労働対策の推進					
	(1) 建設事業主等に対する啓発指導	① 改正建労法の広報周知		☆	△	
		② 雇用管理責任者の選任指導			△	
		③ 建設労働者の募集の届出			□	
		④ 建設労働者募集届及び建設労働者募集従事者証交付状況報告			□	
		⑤ 雇入れ通知書の交付の徹底指導			△	
		⑥ 建設雇用改善推進員による建設事業主等に対する啓発、指導及び援助			□	
		⑦ 建設雇用改善推進員の委嘱報告			□	
		⑧ 建設労働者の募集に関する事業主に対しての指導及び関係職員に係る書類の備え付けに関する元方事業主に対しての指導			△	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)	
	(2) 建設労働者の能力の開発・向上、福祉の増進	① 建設雇用改善指導員による雇用管理改善の相談援助【機構】		×		
		② 雇用管理研修【機構】		×		
		③ 建設雇用改善助成金の支給【機構】		×		
		④ 建設雇用改善助成金の不支給要件の確認【機構】		×		
		⑤ 建設雇用改善推進会議【局・所・機構】		□		
		⑥ 建設雇用改善推進会議報告		□		
		⑦ 建設業雇用管理改善支援事業【機構】		×		
	(3) 建設雇用改善推進月間及び大会の実施	① 建設雇用改善推進に係る広報周知【局・所・機構】		△	パンフレットの配付、ポスターの掲載以外の方法については、地方に任せる	
		② 建設雇用改善推進大会の開催【機構・局・所】		□		
		③ 優良事業所の表彰【機構・局・所】		□		
	(4) 建設労働者雇用安定支援事業【全国建設業協会】			×		
	(5) 建設労働者給付調整適正化支援事業【全国建設業協会】		☆	×		
	(6) 建設業務労働者就業機会確保事業等に係る申請等		☆	□		
	(7) 建設業務有利職業紹介事業等に係る申請等		☆	□		
	2 農山村雇用対策	(1) 農林業等就職促進支援事業	① 就農等支援コーナー等における農林漁業求職者に対する職業相談等【地方労働行政運営方針】「農林業をやってみよう」プログラムの推進		○	
			② フリーター等若者に対する農業就業支援(職業相談等)【地方労働行政運営方針】若者に対する農業就業の支援	☆	○	
			(2) 農山村雇用開発推進事業	① 農山村雇用開発計画の作成支援		△
	(3) 農業者転職対策	① 離農転職希望者に対する職業相談・職業紹介等		△		
		② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□		
		【地方労働行政運営方針】林業労働力の確保対策の強化				
3 林業労働者対策	(1) 林業労働力確保支援センター等による林業雇用改善促進事業【林業労働力確保支援センター・局等】			○		
	(2) 林業振動障害軽快者の再就職促進	① 集団面接会		△		
		② 職業相談(林業振動障害者職業復帰推進員)		△		
	(3) 林業就業支援事業	① 林業求職者に対する参加動員		△	林業の求職者のニーズが高い地域においては、積極的に実施。	
		② 修了者に対する職業相談・職業紹介		△	林業の求職者のニーズが高い地域においては、積極的に実施。	
4 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する対策	【地方労働行政運営方針】生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援				児童扶養手当受給者に対する支援については、一部の労働局で新規	
	① 生活保護受給者等就労支援事業協議会の開催		☆	○		
	② 就労支援メニューの選定		☆	○		
	③ 就職支援ナビゲーターによる支援		☆	○		
	④ トライアル雇用の活用		☆	△		
	⑤ 公共職業訓練の受講あっせん		☆	△		
	⑥ 生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講動員		☆	△		

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)
5 刑務所出所者等に対する対策		【地方労働行政運営方針】刑務所出所者等に対する就労支援			
		① 刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催	☆	○	
		② 就労支援メニューの選定	☆	○	
		③ 担当者制による支援	☆	○	
		④ トライアル雇用の活用	☆	△	
		⑤ 職場体験講習の受講あっせん	☆	△	
		⑥ セミナー及び事業所見学会の活用	☆	△	
		⑦ 公共職業訓練の受講あっせん	☆	△	
		⑧ 職業転換給付金制度の活用	☆	△	
		⑨ 身元保証制度の活用	☆	△	
		⑩ 職場適応・定着支援	☆	△	
⑪ 職場体験講習の委託実施及び試行雇用奨励金の支給等〔更生保護法人日本更生保護協会〕	☆	×			
6 ホームレスの雇用対策		【地方労働行政運営方針】ホームレス雇用対策の推進			
		① 職業相談・職業紹介(職業相談員)		○	
		② ホームレス自立支援事業に係る職業紹介状況報告について		□	自立支援職業相談員及びホームレス就業開拓推進員の配置所において実施
		③ 求人開拓・啓発活動(就業開拓推進員)		○	
		④ ホームレス就業開拓推進員に係る求人開拓等実施状況報告		□	
		⑤ 自立支援センターに入所しているホームレスを対象とした技能講習の実施		□	
		⑥ ホームレスを対象とした試行雇用		△	
		⑦ ホームレスを対象とした試行雇用奨励金の支給		□	
		⑧ ホームレスを対象とした就業支援事業の実施		□	
7 母子家庭の母等の雇用対策		【地方労働行政運営方針】母子家庭の母等の雇用対策の推進			
		① 職業相談・職業紹介(職業相談員(寡婦担当))		○	
		② 各種給付金(職業転換給付金・特閉金・試行雇用奨励金等)の支給		□	
8 駐留軍関係離職者対策		【地方労働行政運営方針】駐留軍関係離職者対策の推進			
		① 駐留軍関係離職者就職指導票交付に基づく職業相談・紹介等		□	
		② 各種給付金(職業転換給付金・特閉金等)の支給		□	
9 漁業離職者対策	(1) 漁臨法に基づく漁業離職者対策	【地方労働行政運営方針】漁業離職者対策の推進			
		① 漁業離職者求職手帳の発給		□	
	② 各種給付金(職業転換給付金・特閉金等)の支給		□		
	(2) 漁特法に基づく漁業離職者対策	① 漁業離職者求職手帳の発給		□	
② 各種給付金(職業転換給付金・特閉金等)の支給		□			
10 沖縄雇用対策		【地方労働行政運営方針】沖縄県における雇用対策の推進			
		① 県内企業に対する雇用管理改善指導		△	
		② 産業・職業セミナー		△	
		③ 沖縄失業者求職手帳発給に基づく職業相談・職業紹介		△	
		④ 沖縄振興特別措置法対象者の職業紹介状況報告		□	
		⑤ 各種給付金(職業転換給付金・特閉金等)の支給		□	
		⑦ 就職資金貸付〔機構〕		×	
11 日雇労働者対策		【地方労働行政運営方針】日雇労働者対策の推進			
		① 日雇職業紹介		□	
		② 日雇労働者職業紹介状況報告について		□	
		③ 日雇労働者求人開拓実施状況について		□	
		④ 公共事業に係る失業者吸収率の適用状況報告		□	
		⑤ 日雇労働者が集中する特別地区の日雇労働者を対象とした技能講習の実施		□	
		⑥ 常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用の奨励・指導		△	
		⑦ 常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用奨励金の支給		□	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)
12 アイヌ地区住民の雇用対策		【地方労働行政運営方針】アイヌ地区住民の雇用対策の推進			北海道局のみ
	(1) 職業相談・職業紹介等	① 指定中学に係る特別職業指導 ② 職業相談・職業紹介(職業相談員(アイヌ担当)) ③ 職業相談員(アイヌ担当)の経験交流会 ④ 職業安定のための事業主説明会		△ △ △ △	
	(2) 常用就職の促進	① 就職資金貸付[機構] ② 特定求職者雇用開発助成金の支給		△ □	
13 中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策		【地方労働行政運営方針】中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策の推進			
	(1) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			□	
	(2) 身元保証	① 安定所長による記載証明		□	
14 難民の雇用対策		【地方労働行政運営方針】難民の雇用対策の推進 ① 求人開拓・国際救援センターに代わる通所式の定住支援施設への求人取り次ぎ・求人内容調査		△	
15 在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策		【地方労働行政運営方針】在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策の推進 ① 事業主啓発説明会等による周知・啓発 ② 不適正事象への個別指導		△ △	
16 北朝鮮帰国被害者等の雇用対策		【地方労働行政運営方針】北朝鮮帰国被害者等に対する雇用対策の推進 ① 職業相談・職業紹介 ② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		△ □	
17 公正な採用選考の推進		【地方労働行政運営方針】公正な採用選考の推進			
	(1) 事業主に対する啓発・指導	① 全国高等学校統一応募用紙等の適正な応募書類の周知徹底 ② 公正採用選考人権啓発推進員制度の運用 ③ 企業トップクラスに対する研修会の開催 ④ 小規模事業所に対する啓発・指導(採用選考自主点検システムの配布) ⑤ 公正な採用選考についての各種啓発資料の作成・配布 ⑥ 就職差別事象等を惹起した企業に対する調査及び個別指導		△ ○ △ △ △ △	
18 港湾労働対策		【地方労働行政運営方針】港湾労働対策の推進			対象局(東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡)の
	(1) 港湾労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等	① 雇用管理者の選任指導 ② 雇用管理者研修[港湾労働安定センター] ③ 雇用管理の改善に関する指導・勧告 ④ 港湾労働者就労状況報告等 ⑤ 港湾労働者証の交付 ⑥ 港湾雇用秩序連絡会議 ⑦ 関係行政機関による合同パトロールの実施		△ × △ △ △ △ △	
	(2) 港湾労働者派遣事業の許可・届出制度の運用				
	(3) 港湾労働者派遣事業制度の適正な運用の確保	① 制度等の周知 ② 指導監督 ③ 派遣元責任者講習[港湾労働安定センター] ④ 情報の収集、整理及び提供[港湾労働安定センター] ⑤ 労働者派遣契約の締結についてのあっせん[港湾労働安定センター]		△ △ × × ×	

重点施策	実施事項	内容 (地方労働行政運営方針)	新規 事項 (☆)	重点化	備考(重点化する上での留意事項)
	(4) 港湾労働者雇用安定センターによる業務〔港湾労働安定センター〕			×	
	(5) 港湾労働法遵守強化旬間の実施	① 港湾労働法に係る広報周知 ② 港湾雇用秩序連絡会議の構成員等による共同パトロールの実施 ③ 関係事業主に対する指導会議の実施		△ △ △	
19 季節労働者対策		【地方労働行政運営方針】季節労働者対策の推進 ① 公共事業の早期発注・冬期施工に係る要請 ② 通年雇用安定給付金の活用 ③ 通年雇用安定給付金の実績報告(制度対象の局)		△ □ □	
20 出稼労働者対策		【地方労働行政運営方針】出稼労働者対策の推進 (1) 地元における就労機会の確保 (2) 送出地における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進 (3) 受入地における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進		□ △ △ □ △	
21 本州四国連絡橋建設に伴う雇用対策	(1) 一般旅客定期航路事業等離職者対策 (2) 港湾運送事業離職者対策	① 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給 ② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給 ① 港湾運送事業離職者求職手帳の発給 ② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□ □ □ □	
22 失業対策諸事業		特定地域開発就労事業		□	
23 その他の職業紹介サービス	(1) パートタイマー雇用対策 (2) 要保護者に対する職業相談・職業紹介 (3) 暴力団離職者に対する職業相談・職業紹介 (4) 犯罪被害者等に対する職業相談・職業紹介 (5) 船員に対する職業相談・職業紹介 (6) 自衛隊退職者に対する職業相談・職業紹介	① パートバンクの運営(再掲・A3(2)④) ② 短時間労働者雇用管理改善指針の周知 【地方労働行政運営方針】犯罪被害者等の雇用の安定の推進		△ ○ △ △ △ △	満達に従って運営する 必要があれば行う 同上 同上 同上
M その他の給付金の支給		① 政府退職者失業給付 ② 船員保険失業給付		□ □	
N 調査統計	(1) 職業安定業務統計	① 定例業務報告(総合的雇用情報システムの自動集計によらないもの)		□	
O 周知・広報		① 各労働局・安定所の広報誌の作成配布		△	
P 関係機関との連携		① 雇用対策推進協議会の開催 ② 雇用対策連絡調整会議の開催 ③ 国・地方公共団体・民間職業紹介機関による経験交流会 【地方労働行政運営方針】国・地方公共団体・民間職業紹介機関による官民交流会の実施		○ ○ ○	
R 雇用促進住宅に係る事務		【地方労働行政運営方針】雇用促進住宅の入居促進 ① 住宅入居者に係る安定所長証明 ② 住宅に係る周知・広報		□ △	

平成18年度 雇用均等行政に係る重点化ガイドラインについて

平成18年度 雇用均等行政に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。

☆ 印: 新規事項

× 印: 本省又は外郭団体等実施事項

○ 印: 全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務

△ 印: 各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務

□ 印: 受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項 (☆)	重点化	備考	
(1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進	ア 適切な指導等の実施及び個別紛争解決の援助	①均等取組のための指導等				
		・均等法第25条に基づく計画的事業場訪問による報告徴収、結果に基づく指導等		○		
		・相談を端緒とする均等法第25条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□		
		②均等取組に関する個別紛争解決の援助				
		・均等法第13条に基づく労働局長による助言、指導、勧告		□		
		・均等法第14条に基づく機会均等調停会議による調停		□		
		・個別紛争解決援助についての女性労働者等への周知		○		
		③男女雇用機会均等法の周知				
		・男女雇用機会均等月間の実施		○		
		・事業主、労働者等に対する周知啓発		△		
		④女子学生等の就職に関する均等な機会の確保				
		・企業の採用担当者等を対象とする選考ルールの周知		△		
		・企業における女子学生の採用実績を把握し、男女差の大きい企業に対する均等法第25条に基づく報告徴収、助言、指導の実施		○		
		・女子学生、女子生徒等に対する意識啓発		△		
⑤男女間賃金格差解消に関する周知啓発						
・男女間賃金格差解消のために労使が自主的に取り組むためのガイドラインの普及		○				
イ 改正男女雇用機会均等法の周知	・改正法の周知		☆	○	改正法成立の場合のみ	
ウ 女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進	⑥企業に対する啓発指導	・企業に対する啓発指導		○		
		・地方女性の活躍推進協議会の開催		△		
		・機会均等推進責任者の選任勧奨		△		
		・機会均等推進責任者セミナーの実施		△		
		⑦均等推進企業表彰の実施				
・公募に係る広報		○				
・「均等推進企業表彰」の実施		□				
エ 職場におけるセクハラ防止対策	⑧差別ある防止対策が行われるための指導等の徹底					

(2)職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進	シ ャ ー ル ハ ー ス メ ン ト 防 止 対 策 の 推 進	・相談を端緒とする均等法第21条についての指導		□	
		・業種別使用者団体や中小企業団体等と連携した防止のための集団指導		△	
		・企業に対し自主点検等を活用したセクシュアルハラスメントの実態及び問題点の把握、防止対策の実施の促進		△	
	オ 母 性 健 康 管 理 対 策 の 推 進	・母性健康管理に関する措置の周知及び母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進		△	
	ア 育 児 ・ 介 護 休 業 法 の 施 行	・育児・介護休業法の周知		○	
		・相談を端緒とする育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□	
		・計画的事業場訪問による育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		○	
		・事業主を対象とした集団指導		○	
		・職業家庭両立推進者の選任勧奨(集団指導時及び報告徴収時を除く)		△	
		・中小企業子育て支援助成金の支給	☆	□	
イ 次 世 代 法 の 施 行	・一般事業主行動計画の策定等届の受付		□		
	・常時雇用する労働者が300人以下の事業主に対する、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等についての周知等		○		
ウ 職 業 生 活 と 家 庭 生 活 と の 両 立 の 推 進 に 関 する 周 知 啓 発 活 動 の 実 施	・「仕事と家庭を考える月間」の実施		×		
	・事業主、労働者等に対する周知啓発		△		
エ ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	・両立指標の活用等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進		△		
	・「ファミリー・フレンドリー企業表彰」の実施		○		
(3)パートタイム労働対策の推進	ア パートタイム労働法に基づく報告徴収	・計画的事業場訪問の際の、パートタイム労働法、指針の周知及びパートタイム労働法第10条に基づく短時間雇用管理者等についての報告徴収、結果に基づく指導等		○	
		・労働局幹部が行う個別訪問によるパートタイム労働法第10条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		○	
		・相談を端緒とするパートタイム労働法第10条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□	
	イ パートタイム労働法・指針の周知啓発等	・事業主、短時間雇用管理者を対象とした集団説明会の開催などによる周知啓発		○	
		・短時間雇用管理者の選任勧奨(報告徴収時を除く)		△	
・パートタイム労働者への情報提供		△			
・短時間労働者雇用管理改善等助成金の指定業務の実施		×			
(4)在宅ワーク対策の推進	ガイドラインの周知啓発等	・発注者、仲介業者及び在宅ワーカー等に対する「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発等		△	